別表第二十八中「第２条第１項第11号の２」を「第２条第１項第11号の２及び第11号の２の２」に改め、同表第一のハの２(2)中「「その他の帯域」とは、基地局送信帯域及び基地局受信帯域以外の周波数範囲をいう。」を「「その他の帯域」とは、30MHzから３GHzまでの周波数範囲であって、基地局送信帯域及び基地局受信帯域以外の周波数範囲とする。」に改める。

別表第二十の十の２(1)の表中

「

送信周波数帯	掃引周波数幅	分解能帯域幅
800MHz帯（832MHzを超え834MHz以下、838MHzを超え846MHz以下、860MHz超え885MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置）	832MHzから834MHzまで、838MHzから846MHzまで、860MHzから885MHzまで、887MHzから889MHzまで、893MHzから901MHzまで及び915MHzから940MHzまで	１MHz
	30MHzから3,000MHzまで（832MHzから834MHzまで、838MHzから846MHzまで、860MHzから885MHzまで、887MHzから889MHzまで、893MHzから901MHzまで及び915MHzから940MHzまでの周波数帯を除く。）	30kHz
（860MHzを超え895MHz以下の周波数の電波と組み合わせて使用するものに限る。）を受信する受信装置）	815MHzから850MHzまで及び860MHzから895MHzまで	１MHz
	30MHzから3,000MHzまで（815MHzから850MHzまで及び860MHzから895MHzまでの周波数帯を除く。）	30kHz

」を

「

受信周波数帯	掃引周波数幅	分解能帯域幅
800MHz帯（832MHzを超え834MHz以下、838MHzを超え846MHz以下、860MHz超え885MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置に適用する。）	832MHzから834MHzまで、838MHzから846MHzまで、860MHzから885MHzまで、887MHzから889MHzまで、893MHzから901MHzまで及び915MHzから940MHzまで	１MHz
	30MHzから3,000MHzまで（832MHzから834MHzまで、838MHzから846MHzまで、860MHzから885MHzまで、887MHzから889MHzまで、893MHzから901MHzまで及び915MHzから940MHzまでの周波数帯を除く。）	30kHz
800MHz帯（860MHzを超え895MHz以下の周波数の電波（815MHzを超え850MHz以下の周波数の電波と組み合わせて使用するものに限る。）を受信する受信装置に適用する。）	815MHzから850MHzまで及び860MHzから895MHzまで	１MHz
	30MHzから3,000MHzまで（815MHzから850MHzまで及び860MHzから895MHzまでの周波数帯を除く。）	30kHz

」に、

「

２GHz帯	30MHzから1,000MHzまで（925MHzから960MHzまでの周波数帯を除く。）	100kHz
	1,920MHzから1,980MHzまで及び2,110MHzから2,170MHzまで	１MHz
	1,000MHzから12.75GHzまで（1,805MHzから1,880MHzまでの周波数帯を除く。）	１MHz

」を

「

２GHz帯	30MHzから1,000MHzまで（925MHzから960MHzまでの周波数帯を除く。）	100kHz
	1,000MHzから12.75GHzまで（1,805MHzから1,880MHzまでの周波数帯を除く。）	１MHz

」に

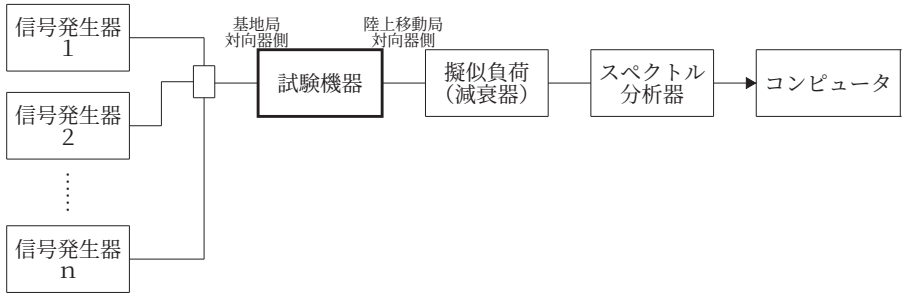
改める。

別表第二十一中「及び第11号の９」を「、第11号の６の２、第11号の９及び第11号の10の２」に改め、同表第一の七の６中(5)を(6)とし、(1)から(4)までを(2)から(5)までとし、(1)として次のように加える。

(1)　４の搬送波周波数は、割当周波数とする。

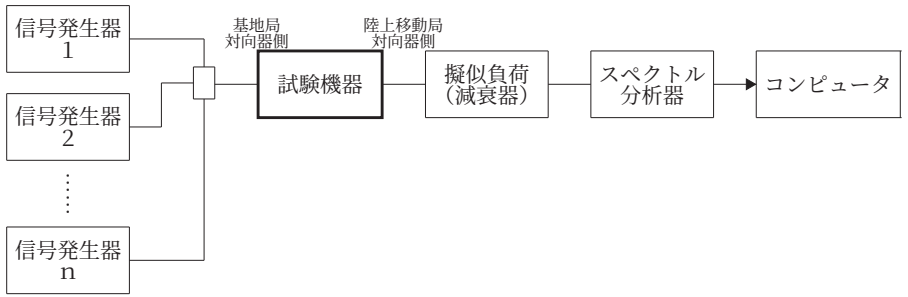
別表第二十一第二の六の５(1)の表中「12C75GHz」を「12.75GHz」に改め、同第二の七の１を次のように改める。

１　測定系統図



別表第二十一中「及び第11号の10」を「、第11号の６の３、第11号の10及び第11号の10の３」に改め、同表第二の八の１を次のように改める。

１　測定系統図



別表第五十八の五を次のように改める。

五　スプリアス発射又は不要発射の強度

別表第一の測定方法に掲げる測定方法に加え、次の測定を行う。

１　測定操作手順（スプリアス領域における不要発射の強度）

(1)　アンテナ一体型以外の場合

別表第一の手順で求めた給電点の測定値を等価等方輻射電力に換算する。

ア　基本周波数の尖頭電力（等価等方輻射電力dBm）を次式により求める。

基本周波数の尖頭電力＝$P_F+G_T-L_F$

P_F：空中線電力の偏差の項目での測定値（dBm）

G_T：試験機器の空中線絶対利得（dBi）

L_F：試験機器の給電線の損失（dB）